

## 台湾産いんどなつめの生果実に関する植物検疫実施細則

平成28年12月28日付28消安第4172号  
消費・安全局長通達

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第63の台湾産いんどなつめの生果実（以下単に「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、規則、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）及び平成28年12月28日農林水産省告示第2565号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

### 1 低温処理施設

告示3の低温処理施設は、次の条件を満たすものとされている。

- (1) 生果実の中心部の温度を摂氏1.2度以下で保持できるものであること。
- (2) 生果実の中心部の温度（部屋の中央付近の積荷の中心部及び最上部の端並びに冷却風の戻り口付近の積荷の中心部及び最上部の端の合計4箇所）に所在する生果実の中心部の温度。2の(1)において同じ。）を外部から確認できる自動温度記録装置を有すること。
- (3) (2)の自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏 $\pm 0.1$ 度の精度を維持できる能力があること。

### 2 植物防疫官による消毒及び検査の実施の確認

#### (1) 消毒の実施の確認

ア 告示5の規定に基づく告示3の消毒の実施の確認は、次に掲げる確認が台湾植物防疫機関により適切に行われたことを植物防疫官が確認することをもって行うものとする。

(ア) 消毒の開始直前における温度計の示度が正確であることの氷点法による確認

(イ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示3に定める温度（摂氏1.2度）となっていることの確認

(ウ) (イ)の確認の後、引き続き生果実の中心部の温度が、14日間(イ)の温度以下であることの確認

イ アの植物防疫官による確認の結果、台湾植物防疫機関による確認が適切に行われなかった場合は、台湾植物防疫機関は、この原因が判明し、再発防止策について日本と台湾との間で合意されるまでは、以後の告示3の消

毒の実施の確認を行わないものとされている。この場合において、植物防疫官は、台湾植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査することを求めることができるものとする。

## (2) 検査の実施の確認

ア 告示5の規定に基づく告示4の(1)の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の2パーセント以上について、ミカンコミバエ種群など検疫有害動植物がないことの確認が台湾植物防疫機関により適切に行われたことを植物防疫官が確認することをもって行うものとする。

イ アの植物防疫官による確認の結果、ミカンコミバエ種群など検疫有害動植物が発見された場合は、台湾植物防疫機関は、この原因が判明し、再発防止策について日本と台湾との間で合意されるまでは、以後の告示4の(1)の検査を行わないものとされている。この場合において、植物防疫官は、台湾植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査することを求めることができるものとする。

## (3) 植物検疫証明書

植物防疫官は、(1)のア及び(2)のアの確認をしたときは、植物検疫証明書の余白に当該植物防疫官の氏名を付記するものとする。

## 3 こん包及びこん包場所

### (1) こん包

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。

ア こん包に収納する前に生果実を包装材料(通気孔を設ける場合は、当該通気孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で包み込んでいること。

イ 通気孔に網(網の目の最大径が1.6ミリメートル以下のものに限る。以下同じ。)が張られているこん包を使用すること。

ウ こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。

### (2) こん包場所

告示6の(2)に規定する告示6の(1)のこん包を行うミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる場所(以下「こん包場所」という。)は、次の条件を満たすものとされている。

ア 低温処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部には全て網が張られているなど、ミカンコミバエ種群の侵入を防止するための措置が講じられていること。

イ ミカンコミバエ種群に侵されているおそれがないこと。

ウ 毎年、使用開始前に殺虫剤で消毒されていること。また、その後、必要

に応じ殺虫剤で消毒が行われること。

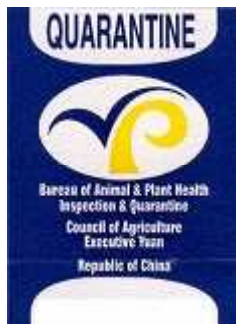
#### 4 こん包場所の事前確認

植物防疫官は、こん包場所について、3の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該こん包場所の使用開始前に、当該こん包場所の確認が台湾植物防疫機関により適切に行われたことを確認することができるものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、使用期間中においても随時台湾植物防疫機関に確認を求め、その結果を確認することができるものとする。

#### 5 表示

告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)のアからウまでに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。

##### (1) 輸出植物検疫終了の表示



##### (2) 仕向地の表示

- ア 日本
- イ 日本向け
- ウ To Japan

#### 6 輸入検査

輸入検査の手續及び方法は、規則及び規程によるもののほか、次の(1)から(3)までによるものとする。

- (1) 生果実の輸入が行われた港又は空港において、当該生果実、5の表示及び告示6のこん包の状態並びに当該生果実に添付されている告示4の(1)の植物検疫証明書を植物防疫官が確認して行うものとする。
- (2) 2の(3)の植物検疫証明書が添付されていない場合、5の表示が適切になされていない場合又は告示6のこん包が破損若しくは開ひされている場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、植物防疫官が当該生果実

の廃棄又は返送を指示することとする。

(3) ミカンコミバエ種群が発見された場合は、植物防疫官が次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、ミカンコミバエ種群が発見された荷口について全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ ミカンコミバエ種群が付着した原因について台湾植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査し、その原因が判明し、再発防止策について日本と台湾との間で合意されるまでは、以後の輸入検査を中止すること。